

## 町の区域及び名称の変更に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定について

町の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 町の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(奈良市役所出張所設置条例の一部改正)

第1条 奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市西部出張所の項中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘五丁目」を加える。

(奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例（昭和41年奈良市条例第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表第2選挙区の項中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘五丁目」を加える。

(奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和58年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市西消防署の項中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘五丁目」を加える。

### 附 則

この条例は、平成25年1月15日から施行する。

(参考)

## 奈良市役所出張所設置条例（抄）

別表

名称	位 置	所 管 区 域
奈良市西部 出張所	奈良市学園 南三丁目 1 番 5 号	二名町、中町、学園中一丁目、学園中二丁目、学園中三丁目、学園中四丁目、学園中五丁目、三碓町、帝塚山一丁目、帝塚山二丁目、帝塚山三丁目、帝塚山四丁目、帝塚山五丁目、帝塚山六丁目、帝塚山七丁目、帝塚山南一丁目、帝塚山南二丁目、帝塚山南三丁目、帝塚山南四丁目、帝塚山南五丁目、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目、富雄泉ヶ丘、富雄元町一丁目、富雄元町二丁目、富雄元町三丁目、富雄元町四丁目、三碓一丁目、三碓二丁目、三碓三丁目、三碓四丁目、三碓五丁目、三碓六丁目、三碓七丁目、石木町、青垣台一丁目、青垣台二丁目、青垣台三丁目、大和田町、鳥見町一丁目、鳥見町二丁目、鳥見町三丁目、鳥見町四丁目、千代ヶ丘一丁目、千代ヶ丘二丁目、千代ヶ丘三丁目、あやめ池南一丁目、あやめ池南二丁目、あやめ池南三丁目、あやめ池南四丁目、あやめ池南五丁目、あやめ池南六丁目、あやめ池南七丁目、あやめ池南八丁目、あやめ池南九丁目、あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ池北三丁目、学園南一丁目、学園南二丁目、学園南三丁目、学園北一丁目、学園北二丁目、学園朝日元町一丁目、学園朝日元町二丁目、朝日町一丁目、朝日町二丁目、鶴舞東町、鶴舞西町、百楽園一丁目、百楽園二丁目、百楽園三丁目、百楽園四丁目、百楽園五丁目、富雄北一丁目、富雄北二丁目、富雄北三丁目、登美ヶ丘一丁目、登美ヶ丘二丁目、登美ヶ丘三丁目、登美ヶ丘四丁目、登美ヶ丘五丁目、登美ヶ丘六丁目、東登美ヶ丘一丁目、東登美ヶ丘二丁目、東登美ヶ丘三丁目、東登美ヶ丘四丁目、東登美ヶ丘五丁目、東登美ヶ丘六丁目、西登美ヶ丘一丁目、西登美ヶ丘二丁目、西登美ヶ丘三丁目、西登美ヶ丘四丁目、西登美ヶ丘五丁目、西登美ヶ丘六丁目、西登美ヶ丘七丁目、西登美ヶ丘八丁目、中山町西一丁目、中山町西二丁目、中山町西三丁目、中山町西四丁目、学園大和町一丁目、学園大和町二丁目、学園大和町三丁目、学園大和町四丁目、学園大和町五丁目、学園大和町六丁目、学園朝日町、中登美ヶ丘一丁目、中登美ヶ丘二丁目、中登美ヶ丘三丁目、中登美ヶ丘四丁目、中登美ヶ丘六丁目、押熊町（一部）、丸山一丁目、丸山二丁目、北登美ヶ丘一丁目、北登美ヶ丘二丁目、北登美ヶ丘三丁目、北登美ヶ丘四丁目、北登美ヶ丘五丁目、北登美ヶ丘六丁目、西千代ヶ丘一丁目、西千代ヶ丘二丁目、西千代ヶ丘三丁目、藤ノ木台一丁目、藤ノ木台二丁目、藤ノ木台三丁目、藤ノ木台四丁目、大倭町、菅野台、帝塚山中町、富雄川西一丁目、富雄川西二丁目、三松一丁目、三

	松二丁目、三松三丁目、三松四丁目、三松ヶ丘、学園緑ヶ丘一丁目、学園緑ヶ丘二丁目、学園緑ヶ丘三丁目、南登美ヶ丘、学園新田町、学園赤松町、二名一丁目、二名二丁目、二名三丁目、二名四丁目、二名五丁目、二名六丁目、二名七丁目、二名平野一丁目、二名平野二丁目、二名東町、大渕町、松陽台一丁目、松陽台二丁目、松陽台三丁目、松陽台四丁目
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例（抄）

名 称	区 域	選挙すべき 委員の数
第 2 選挙区	押熊町、中山町、中山町西一丁目、中山町西二丁目、中山町西三丁目、中山町西四丁目、秋篠町、秋篠早月町、敷島町一丁目、敷島町二丁目、秋篠新町、秋篠三和町一丁目、秋篠三和町二丁目、山陵町、歌姫町、西大寺栄町、西大寺南町、西大寺新町一丁目、西大寺新町二丁目、西大寺東町一丁目、西大寺東町二丁目、西大寺本町、西大寺町、西大寺国見町一丁目、西大寺国見町二丁目、西大寺小坊町、西大寺新田町、西大寺新池町、西大寺高塚町、西大寺宝ヶ丘、西大寺芝町一丁目、西大寺芝町二丁目、西大寺野神町一丁目、西大寺野神町二丁目、西大寺竜王町一丁目、西大寺竜王町二丁目、西大寺北町一丁目、西大寺北町二丁目、西大寺北町三丁目、西大寺北町四丁目、西大寺赤田町一丁目、西大寺赤田町二丁目、菅原町、青野町、疋田町、疋田町一丁目、疋田町二丁目、疋田町三丁目、疋田町四丁目、疋田町五丁目、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目、宝来町、あやめ池南一丁目、あやめ池南二丁目、あやめ池南三丁目、あやめ池南四丁目、あやめ池南五丁目、あやめ池南六丁目、あやめ池南七丁目、あやめ池南八丁目、あやめ池南九丁目、あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ池北三丁目、二名町、中町、学園中一丁目、学園中二丁目、学園中三丁目、学園中四丁目、学園中五丁目、帝塚山一丁目、帝塚山二丁目、帝塚山三丁目、帝塚山四丁目、帝塚山五丁目、帝塚山六丁目、帝塚山七丁目、帝塚山南一丁目、帝塚山南二丁目、帝塚山南三丁目、帝塚山南四丁目、帝塚山南五丁目、富雄泉ヶ丘、三碓町、富碓元町一丁目、富雄元町二丁目、富雄元町三丁目、富雄元町四丁目、三碓一丁目、三碓二丁目、三碓三丁目、三碓四丁目、三碓五丁目、三碓六丁目、三碓七丁目、富雄北一丁目、富雄北二丁目、富雄北三丁目、石木町、青垣台一丁目、青垣台二丁目、青垣台三丁目、大和田町、登美ヶ丘一丁目、登美ヶ丘二丁目、登美ヶ丘三丁目、登美ヶ丘四丁目、登美ヶ丘五丁目、登美ヶ丘六丁目、東登美ヶ丘一丁目、東登美ヶ丘二丁目、東登美ヶ丘三丁目、東登美ヶ丘四丁目、東登美ヶ丘五丁目、東登美ヶ丘六丁目、西登美ヶ丘一丁目、西登美	5人

ヶ丘二丁目、西登美ヶ丘三丁目、西登美ヶ丘四丁目、西登美ヶ丘五丁目、西登美ヶ丘六丁目、西登美ヶ丘七丁目、西登美ヶ丘八丁目、鶴舞東町、鶴舞西町、学園朝日町、学園朝日元町一丁目、学園朝日元町二丁目、朝日町一丁目、朝日町二丁目、学園北一丁目、学園北二丁目、学園南一丁目、学園南二丁目、学園南三丁目、千代ヶ丘一丁目、千代ヶ丘二丁目、千代ヶ丘三丁目、百楽園一丁目、百楽園二丁目、百楽園三丁目、百楽園四丁目、百楽園五丁目、学園大和町一丁目、学園大和町二丁目、学園大和町三丁目、学園大和町四丁目、学園大和町五丁目、学園大和町六丁目、鳥見町一丁目、鳥見町二丁目、鳥見町三丁目、鳥見町四丁目、中登美ヶ丘一丁目、中登美ヶ丘二丁目、中登美ヶ丘三丁目、中登美ヶ丘四丁目、中登美ヶ丘六丁目、丸山一丁目、丸山二丁目、神功一丁目、神功二丁目、神功三丁目、神功四丁目、神功五丁目、神功六丁目、右京一丁目、右京二丁目、右京三丁目、右京四丁目、右京五丁目、朱雀一丁目、朱雀二丁目、朱雀三丁目、朱雀四丁目、朱雀五丁目、朱雀六丁目、左京一丁目、左京二丁目、左京三丁目、左京四丁目、左京五丁目、左京六丁目、北登美ヶ丘一丁目、北登美ヶ丘二丁目、北登美ヶ丘三丁目、北登美ヶ丘四丁目、北登美ヶ丘五丁目、北登美ヶ丘六丁目、西千代ヶ丘一丁目、西千代ヶ丘二丁目、西千代ヶ丘三丁目、藤ノ木台一丁目、藤ノ木台二丁目、藤ノ木台三丁目、藤ノ木台四丁目、大倭町、菅野台、帝塚山中町、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目、宝来一丁目、宝来二丁目、宝来三丁目、宝来四丁目、宝来五丁目、平松一丁目、平松二丁目、平松三丁目、平松四丁目、平松五丁目、富雄川西一丁目、富雄川西二丁目、三松一丁目、三松二丁目、三松三丁目、三松四丁目、三松ヶ丘、学園緑ヶ丘一丁目、学園緑ヶ丘二丁目、学園緑ヶ丘三丁目、南登美ヶ丘、学園新田町、学園赤松町、二名一丁目、二名二丁目、二名三丁目、二名四丁目、二名五丁目、二名六丁目、二名七丁目、二名平野一丁目、二名平野二丁目、二名東町、大渕町、松陽台一丁目、松陽台二丁目、松陽台三丁目及び松陽台四丁目の区域

## 奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（抄）

別表（第4条関係）

名 称	位 置	管 轄 区 域
奈良市西消防署	奈良市学園北一丁目16番1号	押熊町の一部、あやめ池南一丁目、あやめ池南二丁目、あやめ池南三丁目、あやめ池南四丁目、あやめ池南五丁目、あやめ池南六丁目、あやめ池南七丁目、あやめ池南八丁目、あやめ池南九丁目、あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ池北三丁目、学園南一丁目、学園南二丁目、学園南三丁目、学園大和町一丁目、学園大和町二丁目、学園大和町三丁目、学園大和町四丁目、学園大和町五丁目、学園大和町六丁目、学園北一丁目、学園北二丁目、学

園朝日町、学園朝日元町一丁目、学園朝日元町二丁目、鶴舞東町、鶴舞西町、百楽園一丁目、百楽園二丁目、百楽園三丁目、百楽園四丁目、百楽園五丁目、中山町西一丁目、中山町西二丁目、中山町西三丁目、中山町西四丁目、朝日町一丁目、朝日町二丁目、登美ヶ丘一丁目、登美ヶ丘二丁目、登美ヶ丘三丁目、登美ヶ丘四丁目、登美ヶ丘五丁目、登美ヶ丘六丁目、中登美ヶ丘一丁目、中登美ヶ丘二丁目、中登美ヶ丘三丁目、中登美ヶ丘四丁目、中登美ヶ丘六丁目、西登美ヶ丘一丁目、西登美ヶ丘二丁目、西登美ヶ丘三丁目、西登美ヶ丘四丁目、西登美ヶ丘五丁目、西登美ヶ丘六丁目、西登美ヶ丘七丁目、西登美ヶ丘八丁目、東登美ヶ丘一丁目、東登美ヶ丘二丁目、東登美ヶ丘三丁目、東登美ヶ丘四丁目、東登美ヶ丘五丁目、東登美ヶ丘六丁目、二名町、三碓町、中町の一部、石木町、大和田町、千代ヶ丘一丁目、千代ヶ丘二丁目、千代ヶ丘三丁目、青垣台一丁目、青垣台二丁目、青垣台三丁目、鳥見町一丁目、鳥見町二丁目、鳥見町三丁目、鳥見町四丁目、富雄北一丁目、富雄北二丁目、富雄北三丁目、学園中一丁目、学園中二丁目、学園中三丁目、学園中四丁目、学園中五丁目、帝塚山一丁目、帝塚山二丁目、帝塚山三丁目、帝塚山四丁目、帝塚山五丁目、帝塚山六丁目、帝塚山七丁目、帝塚山南一丁目、帝塚山南二丁目、帝塚山南三丁目、帝塚山南四丁目、帝塚山南五丁目、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目、富雄泉ヶ丘、富雄元町一丁目、富雄元町二丁目、富雄元町三丁目、富雄元町四丁目、三碓一丁目、三碓二丁目、三碓三丁目、三碓四丁目、三碓五丁目、三碓六丁目、三碓七丁目、丸山一丁目、丸山二丁目、北登美ヶ丘一丁目、北登美ヶ丘二丁目、北登美ヶ丘三丁目、北登美ヶ丘四丁目、北登美ヶ丘五丁目、北登美ヶ丘六丁目、西千代ヶ丘一丁目、西千代ヶ丘二丁目、西千代ヶ丘三丁目、藤ノ木台一丁目、藤ノ木台二丁目、藤ノ木台三丁目、藤ノ木台四丁目、大倭町、菅野台、帝塚山中町、富雄川西一丁目、富雄川西二丁目、三松一丁目、三松二丁目、三松三丁目、三松四丁目、三松ヶ丘、学園緑ヶ丘一丁目、学園緑ヶ丘二丁目、学園緑ヶ丘三丁目、南登美ヶ丘、学園新田町、学園赤松町、二名一丁目、二名二丁目、二名三丁目、二名四丁目、二名五丁目、二名六丁目、二名七丁目、二名平野一丁目、二名平野二丁目、二名東町、大渕町、松陽台一丁目、松陽台二丁目、松陽台三丁目、松陽台四丁目

奈良市議案第122号

## 奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市公営住宅入居者選考委員会の項を削る。

### 附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(参考)

## 奈良市附属機関設置条例（抄）

別表

附属機関 の属する 執行機関	附 属 機 関	担 任 す る 事 務
市 長	奈良市公営住宅入居 者選考委員会	公営住宅入居者の決定についての調査及び審議に 関する事務

## 奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第76の10項の次に次のように加える。

76の 11	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅の住戸部分を含む。）に係る審査（次項に係るものを除く。以下この項において「住宅審査」という。）	床面積が150平方メートル以内のもの	1件につき40,100円（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、エネルギーの使用的合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭
-----------	--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の13項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円）
	床面積が150平方メートルを超える400平方メートル以内のもの		1件につき75,400円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,400円）
	床面積が400平方メートルを超える800平方メートル以内のもの		1件につき104,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,200円）
	床面積が800平方メートルを超える2,100平方メートル以内のもの		1件につき144,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,100円）
	床面積が2,100平方メートルを超える4,100平方メートル以内のもの		1件につき204,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,400円）

		0円)
	床面積が4, 100平方メートルを超えるもの	1件につき291,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、83,400円)
	床面積が8,300平方メートルを超えるもの	1件につき392,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、131,000円)
	床面積が16,500平方メートルを超えるもの	1件につき512,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、165,000円)
	床面積が24,750平方メートルを超えるもの	1件につき600,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、176,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の共用部分に係る審査(次項に係るもの)を除	床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき114,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、9,500円)
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき186,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、18,600円)

	く。以下この項において「共用部分審査」という。)	ては、27,200円)
	床面積が2,000平方メートルを超えるもの	1件につき288,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、81,500円）
	床面積が5,000平方メートルを超えるもの	1件につき369,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、129,000円）
	床面積が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき440,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、163,000円）
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき512,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、204,000円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建	床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき250,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,400円）
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき395,000円（低炭素建築物適合計画

	建築物に係る審査（次項に係るものと除く。以下この項において「その他審査」という。）	一トール以内のもの 床面積が2,000平方メートルを超えるもの 床面積が5,000平方メートルを超えるもの 床面積が10,000平方メートルを超えるもの 床面積が25,000平方メートルを超えるもの 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分に係る審査（次項に係るものと除く。）	である場合にあっては、29,100円) 1件につき560,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、83,400円） 1件につき686,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、131,000円） 1件につき807,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、165,000円） 1件につき921,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、206,000円） 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額
--	-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅の住戸部分を含む。）及び住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るもの）を除く。）	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ その他審査に掲げる手数料額
		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分並びに住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るもの）を除く。）	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額 ウ その他審査に掲げる手数料額
76の 12	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、同法第54条第2項の規定に基づく当該低炭素建築物新築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額 ウ 第35項のアに規定する第35の2項に掲げる手数料額の消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額
76の	低炭素建築物新	都市の低炭素化の 床面積が150平	1件につき40,

13 建築等計画変更認定申請手数料	促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅の住戸部分を含む。）に係る審査（次項に係るもの）を除く。以下この項において「住宅審査」という。）	方メートル以内のもの	100円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
		床面積が150平方メートルを超える400平方メートル以内のもの	1件につき75,400円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,400円）
		床面積が400平方メートルを超える800平方メートル以内のもの	1件につき104,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,200円）
		床面積が800平方メートルを超える2,100平方メートル以内のもの	1件につき144,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,100円）
		床面積が2,100平方メートルを超える4,100平方メートル以内のもの	1件につき204,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,400円）
		床面積が4,100平方メートルを超える8,300平方メートル以内のもの	1件につき291,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、83,400円）
		床面積が8,300平方メートル	1件につき392,000円

	0 平方メートルを 超え 16,500 平方メートル以内 のもの	, 000 円 (低炭 素建築物適合計画 である場合にあつ ては、 131,0 00 円)	
	床面積が 16,5 00 平方メートル を超えるもの	1 件につき 512 , 000 円 (低炭 素建築物適合計画 である場合にあつ ては、 165,0 00 円)	
	床面積が 24,7 50 平方メートル を超えるもの	1 件につき 600 , 000 円 (低炭 素建築物適合計画 である場合にあつ ては、 176,0 00 円)	
	都市の低炭素化の 促進に関する法律 第 55 条第 2 項に おいて準用する同 法第 53 条第 1 項 の規定に基づく低 炭素建築物新築等 計画の変更の認定 の申請に対する審 査のうち、共同住 宅の共用部分に係 る審査（次項に係 るもの）を除く。以 下この項において 「共用部分審査」 という。）	床面積が 300 平 方メートル以内の もの  床面積が 300 平 方メートルを超え 2,000 平方メ ートル以内のもの  床面積が 2,00 0 平方メートルを 超え 5,000 平 方メートル以内の もの	1 件につき 114 , 000 円 (低炭 素建築物適合計画 である場合にあつ ては、 9,500 円)  1 件につき 186 , 000 円 (低炭 素建築物適合計画 である場合にあつ ては、 27,20 0 円)  1 件につき 288 , 000 円 (低炭 素建築物適合計画 である場合にあつ ては、 81,50 0 円)

	床面積が 5, 000 平方メートルを超えるもの	1 件につき 369, 000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、129, 000 円）
	床面積が 10, 000 平方メートルを超えるもの	1 件につき 440, 000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、163, 000 円）
	床面積が 25, 000 平方メートルを超えるもの	1 件につき 512, 000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、204, 000 円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るものと除く。以下この項において「その他審査」という。）	床面積が 300 平方メートル以内のもの	1 件につき 250, 000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11, 400 円）
	床面積が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき 395, 000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29, 100 円）
	床面積が 2, 000 平方メートルを超えるもの	1 件につき 560, 000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、83, 400 円）

		0円)
	床面積が5, 000平方メートルを超えるもの	1件につき686, 000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、131, 000円)
	床面積が10, 000平方メートルを超えるもの	1件につき807, 000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、165, 000円)
	床面積が25, 000平方メートルを超えるもの	1件につき921, 000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、206, 000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分に係る審査(次項に係るもの)を除く。)	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅(共同住宅の住戸部分を含む。)及び住宅(共同住宅を含む。)以外の建築物に係る審査(次項に係るもの)を除く。)	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ その他審査に掲げる手数料額

		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分並びに住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るものと除く。）	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額 ウ その他審査に掲げる手数料額
76の 14	建築基準関係規 定適合審査の申 出を併せて行う 低炭素建築物新 築等計画変更認 定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、同法第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく当該低炭素建築物新築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額 ウ 第35項のアに規定する第35の2項に掲げる手数料額の消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額

別表第107項中「（昭和35年法律第145号）」を削り、同項を第107の9項とし、同表第106項の次に次のように加える。

107	薬局開設許可申 請手数料	薬事法（昭和35年法律第145号） 第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査	1件につき 29,000円
107 の2	薬局開設許可更 新申請手数料	薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円

107 の3	薬局製造販売医 薬品製造販売業 許可申請手数料	薬事法第12条第1項の規定に基づく 薬局製造販売医薬品（薬局開設者が当 該薬局における設備及び器具をもって 製造し、当該薬局において直接消費者 に販売し、又は授与する医薬品であつ て、厚生労働大臣の指定する有効成分 以外の有効成分を含有しないものをい う。以下同じ。）の製造販売業の許可 の申請に対する審査	1件につき 6,300円
107 の4	薬局製造販売医 薬品製造販売業 許可更新申請手 数料	薬事法第12条第2項の規定に基づく 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許 可の更新の申請に対する審査	1件につき 4,000円
107 の5	薬局製造販売医 薬品製造業許可 申請手数料	薬事法第13条第1項の規定に基づく 薬局製造販売医薬品の製造業の許可の 申請に対する審査	1件につき 11,000円
107 の6	薬局製造販売医 薬品製造業許可 更新申請手数料	薬事法第13条第3項の規定に基づく 薬局製造販売医薬品の製造業の許可の 更新の申請に対する審査	1件につき 5,600円
107 の7	薬局製造販売医 薬品製造販売承 認申請手数料	薬事法第14条第1項の規定に基づく 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認 の申請に対する審査	1品目につき 90円
107 の8	薬局製造販売医 薬品製造販売承 認事項一部変更 承認申請手数料	薬事法第14条第9項の規定に基づく 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認 事項の一部変更の承認の申請に対する 審査	1品目につき 90円

別表第108項の次に次のように加える。

108 の2	薬局製造販売医 薬品製造販売業 許可証書換え交 付手数料	薬事法施行令（昭和36年政令第11 号）第5条第1項の規定に基づく薬局 製造販売医薬品の製造販売業の許可証 の書換え交付	1件につき 2,000円
108 の3	薬局製造販売医 薬品製造販売業 許可証再交付手	薬事法施行令第6条第1項の規定に に基づく薬局製造販売医薬品の製造販 売業の許可証の再交付	1件につき 2,900円

	数料		
108 の4	薬局製造販売医 薬品製造業許可 証書換え交付手 数料	薬事法施行令第12条第1項の規定に 基づく薬局製造販売医薬品の製造業の 許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
108 の5	薬局製造販売医 薬品製造業許可 証再交付手数料	薬事法施行令第13条第1項の規定に 基づく薬局製造販売医薬品の製造業の 許可証の再交付	1件につき 2,900円
108 の6	薬局開設許可証 書換え交付手数 料	薬事法施行令第45条第1項の規定に 基づく薬局開設の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円

別表第109項中「(昭和36年政令第11号) 第45条」を「第45条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

109 の2	薬局開設許可証 再交付手数料	薬事法施行令第46条第1項の規定に 基づく薬局開設の許可証の再交付	1件につき 2,900円
-----------	-------------------	--------------------------------------	-----------------

別表第110項中「第46条」を「第46条第1項」に改める。

別表備考中第13項を第15項とし、第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項の次に次の2項を加える。

11 第76の11項に規定する床面積は、建築物を建築する場合（次項に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（次項に掲げる場合を除く。）又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次項に掲げる場合を除く。）において、当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積について算定する。

12 第76の13項に規定する床面積は、認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合において、当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第76の10項の次に次のように加える改正規定及び別表備考中第13項を第15項とし、第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項の次に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(参考)

## 奈良市手数料条例（抄）

別表(第2条関係)

番号	名 称	事 务	金 額
107	医薬品店舗販売業許可申請手数料	薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に基づく医薬品の店舗販売業（以下「医薬品店舗販売業」という。）の許可の申請に対する審査	1件につき 29,000円
109	医薬品店舗販売業許可証書換え交付手数料	薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第45条の規定に基づく医薬品店舗販売業の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
110	医薬品店舗販売業許可証再交付手数料	薬事法施行令第46条の規定に基づく医薬品店舗販売業の許可証の再交付	1件につき 2,900円

## 奈良市暴力団排除条例の一部改正について

奈良市暴力団排除条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市暴力団排除条例の一部を改正する条例

奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

## 奈良市暴力団排除条例（抄）

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(8) 関係機関等 法第32条の2第1項の規定により奈良県公安委員会から奈良県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体をいう。

## 奈良市温泉施設条例の一部改正について

奈良市温泉施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（入場券）

第4条 温泉施設を利用しようとする者は、入場券を係員に提示して入場しなければならない。

第8条第1項及び第9条第1号中「き損し」を「毀損し」に改める。

附則第2項を次のように改める。

（指定管理者不在等期間の温泉施設に係る管理業務）

2 指定管理者が指定を取り消され、指定管理者が解散し、その他指定管理者が不在となった場合又は指定管理者が業務の停止を命じられた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）から初めて指定管理者が指定され、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第3条の2第2項及び第10条の規定の適用については、第3条の2第2項中「指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

附則に次の2項を加える。

（指定管理者不在等期間の使用料）

3 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第5条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、温泉施設を利用する者から徴収することができる。

4 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第5条第4項に定めるところにより減額又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

梅の郷月ヶ瀬温泉利用料金

区分		金額の上限	
一般	大人	市内に住所を有する 65歳以上の者	1回につき 400円
		上記以外の者	1回につき 600円
	小人	1回につき	300円
障がい者	大人	1回につき	400円
	小人	1回につき	200円
回数券（12枚 つづり）	大人		6,000円
	小人		3,000円
団体	大人	1人につき	500円
	小人	1人につき	250円

備考

- 1 「大人」とは、12歳以上の者をいい、「小人」とは、6歳以上12歳未満の者をいう。
- 2 「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。
- 3 「団体」とは、責任者に引率された10人以上のものをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

## 奈良市温泉施設条例（抄）

### 第4条 削除

（損害賠償）

**第8条** 温泉施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、その施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

（行為の禁止）

**第9条** 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。

### 附 則

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に発行されている月ヶ瀬村福祉センターの健康増進施設の回数券は、第4条第2項の規定により発行された回数券とみなす。

### 別表（第5条関係）

#### 梅の郷月ヶ瀬温泉利用料金

区分		利用料金
大人	一般	1回につき 600円
	高齢者・障がい者	1回につき 400円
小人		1回につき 300円

#### 備考

- 1 「大人」とは、12歳以上の者をいう。
- 2 「高齢者・障がい者」とは次に掲げる者をいい、「一般」とは大人のうち高齢者・障がい者以外の者をいう。
  - (1) 市内に住所を有する65歳以上の者
  - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 3 「小人」とは、6歳以上12歳未満の者をいう。

## 奈良市月ヶ瀬梅林公園条例の制定について

奈良市月ヶ瀬梅林公園条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市月ヶ瀬梅林公園条例

#### (目的及び設置)

第1条 名勝月ヶ瀬梅林を訪れる市民及び観光客に憩いの場を提供し、市民の心身の健康の増進と地域の観光の振興に寄与するため、月ヶ瀬梅林公園（以下「公園」という。）を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市月ヶ瀬梅林公園	奈良市月ヶ瀬尾山107番地

#### (行為の禁止)

第3条 公園に入園する者（以下「入園者」という。）は、公園内で次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 施設、設備等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 樹木その他の植物を損傷し、伐採し、又は採取すること。
- (3) 発火性、引火性等を有する危険物を持ち込むこと。
- (4) 花火、バーベキュー、たき火その他火災のおそれがあること。
- (5) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (6) 印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (7) その他市長が管理上支障があると認めること。

#### (利用制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公園の利用を禁止し、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
  - (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者
- (損害賠償)

第5条 入園者は、公園の施設、設備等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれらを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 奈良市下水道条例及び奈良市農業集落 排水処理施設条例の一部改正について

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例 (奈良市下水道条例の一部改正)

第1条 奈良市下水道条例(昭和51年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の105を乗じて得た」を「消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加算した」に改める。

第18条第3項の表中「45円」を「60円」に、「82円」を「108円」に、「118円」を「156円」に、「150円」を「198円」に改める。

### (奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 奈良市農業集落排水処理施設条例(平成12年奈良市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の105を乗じて得た」を「消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加算した」に改める。

別表第2右欄中「82円」を「108円」に、「118円」を「156円」に、「150円」を「198円」に改め、同表備考中「82円」を「108円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市下水道条例第18条第3項の規定及び第2条の規定による改正後の奈良市農業集落排水処理施設条例別表第2の規定は、平成25年11月分以後の分として徴収する使用料について適用し、同年10月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

(参考)

## 奈良市下水道条例（抄）

### 第18条（使用料）

- 2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる排水区分に応じ、当該各号に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (1) 一般排水及び中間排水 公共下水道に排除された汚水の量（以下「汚水排出量」という。）によって定める使用料（以下「水量使用料」という。）の額
- (2) 特定排水 水量使用料の額及び当該汚水の水質によって定める使用料（以下「水質使用料」という。）の額の合計額
- 3 水量使用料の額は、次のとおりとする。

排水区分 使用料区分	一般排水		中間排水	特定排水
	共同浴場及び公衆浴場	その他		
水量使用料 〔汚水排出量1立方メートルにつき〕	45円	82円	118円	150円

## 奈良市農業集落排水処理施設条例（抄）

### 第16条（使用料）

- 2 前項の使用料の額は、別表第2の左欄に掲げる排水処理施設に排除された汚水の量（以下「汚水排出量」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

**別表第2** (第16条関係)

汚水排出量（1月につき）	使用料（1立方メートルにつき）
300立方メートル以下の分	82円
300立方メートルを超える750立方メートル以下の分	118円
750立方メートルを超える分	150円
備考	
市長が認める公共又は公益関係の施設に係る使用料は、汚水排出量が1月につき300立方メートルを超える分についても、1立方メートルにつき82円とする。	

## 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号を次のように改める。

- (1) 内科
- (2) 呼吸器内科
- (3) 消化器内科
- (4) 循環器内科
- (5) 神経内科
- (6) 血液内科
- (7) 糖尿病内科
- (8) 外科
- (9) 呼吸器外科
- (10) 消化器外科
- (11) 脳神経外科
- (12) 乳腺外科
- (13) 整形外科
- (14) 形成外科
- (15) 小児科
- (16) 皮膚科
- (17) 泌尿器科

- (18) 産婦人科
- (19) 眼科
- (20) 耳鼻いんこう科
- (21) リハビリテーション科
- (22) 放射線科
- (23) 病理診断科
- (24) 臨床検査科
- (25) 麻酔科

第4条第3項中「300床」を「350床」に改める。

#### 附 則

この条例は、奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年奈良市条例第46号）附則第1項ただし書に規定する日から施行する。

(参考)

## 奈良市病院事業の設置等に関する条例（抄）

### 第4条（経営の基本）

2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができ  
る。

- (1) 内科
- (2) 呼吸器科
- (3) 消化器科
- (4) 循環器科
- (5) 小児科
- (6) 外科
- (7) 整形外科
- (8) 脳神経外科
- (9) 皮膚科
- (10) 泌尿器科
- (11) 産婦人科
- (12) 眼科
- (13) 耳鼻いんこう科
- (14) 放射線科
- (15) 麻酔科
- (16) 神経内科
- (17) リハビリテーション科

3 病床数は、一般病床300床とする。

## 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定しよう  
とする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 助産施設（第20条—第23条）

第3章 母子生活支援施設（第24条—第32条）

第4章 保育所（第33条—第39条）

第5章 雜則（第40条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、本市の区域内における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、「児童福祉施設」とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。

2 前項に規定するもののほか、使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境におい

て、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、奈良市社会福祉審議会条例（平成13年奈良市条例第41号）第1条の規定に基づき設置された奈良市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（児童福祉施設と非常災害）

第7条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行

わなければならない。ただし、助産施設のうち、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条の3に基づき算定された収容人員が30人以上の施設で、消防訓練及び避難訓練を年2回以上実施する場合は、この限りでない。

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第11条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第13条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（母子生活支援施設に限る。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持するため適切に、入所している者が入浴できるよう、又は入所して

いる者を清拭するようにしなければならない。

- 4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第14条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第15条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者

の健康を記録する表に記入とともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(児童福祉施設内部の規程)

第16条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第17条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 児童福祉施設は、その行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

## 第2章 助産施設

(種類)

- 第20条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。
- 2 第1種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所である助産施設をいう。
- 3 第2種助産施設とは、医療法に規定する助産所である助産施設をいう。
- （入所させる妊産婦）
- 第21条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。
- （第2種助産施設の職員）
- 第22条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。
- 2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。
- （第2種助産施設と異常分べん）
- 第23条 第2種助産施設に入所した妊婦が産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。
- 第3章 母子生活支援施設
- （設備の基準）
- 第24条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
  - (2) 母子室に調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上すること。
  - (3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。
  - (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
  - (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。
- （職員）
- 第25条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支

援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

（母子生活支援施設の長の資格等）

第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間

を除く。)

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第28条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第29条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第30条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第31条 第24条第4号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第34条第2項を除く。）を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おむね30人につき1人以上とする。  
ただし、1人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならぬ。

## 第4章 保育所

(設備の基準)

第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所と同一敷地内に限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。  
ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築

物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第34条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おお

むね 20 人につき 1 人以上)、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上(認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね 35 人につき 1 人以上、長時間利用児おおむね 30 人につき 1 人以上)とする。ただし、保育所一につき 2 人を下ることはできない。

(保育時間)

第 35 条 保育所における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、本市における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第 36 条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第 37 条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第 38 条 就学前保育等推進法第 10 条第 1 項第 4 号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第 13 条第 2 項の規定により読み替えられた法第 24 条第 3 項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならぬ。

(利用料)

第 39 条 法第 56 条第 3 項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第 13 条第 4 項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

## 第 5 章 雜則

(委任)

第 40 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(特例幼保連携保育所の特例)

- 2 奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年12月奈良県条例第22号。以下「奈良県条例」という。）第9条に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室の設備の特例については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第33条第6号の規定を適用しないことができる。

学級数	面 積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- 3 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場の設備については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第33条第6号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面 積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 4 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき第34条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して奈良県知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

- 5 前項の規定による奈良県知事の承認の有効期間は、その承認をした日から 3 年とする。
- 6 前項の規定に関わらず、第 4 項の規定による奈良県知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を 6 年とすることができます。
- 7 第 2 項から前項までの規定は、奈良県条例が掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第 4 項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

（母子生活支援施設の建物に関する経過措置）

- 8 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 71 号。以下「平成 23 年改正省令第 71 号」という。）附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる母子生活支援施設の建物であって、この条例の施行の際現に当該母子生活支援施設の用に供されているものについては、第 24 条第 1 号の規定（相談室に係る部分に限る。）は、適用しない。
- 9 平成 23 年改正省令第 71 号附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる母子生活支援施設の建物であって、この条例の施行の際現に当該母子生活支援施設の用に供されているものについては、第 24 条第 2 号又は第 3 号の規定は、適用しない。

（母子生活支援施設の長に関する経過措置）

- 10 児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 110 号。以下「平成 23 年改正省令第 110 号」という。）附則第 2 条の規定により、平成 23 年改正省令第 110 号の施行の際現に母子生活支援施設の長である者であって、この条例の施行の際現に当該母子生活支援施設の長であるものは、第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の規定による当該母子生活支援施設の長とみなす。

（設備の基準に関する経過措置）

- 11 この条例の施行の際現に存する保育所（建築中のもの及び平成 25 年 4 月 1 日以後に増築又は改築されたものを除く。）の屋外遊戯場について、第 33 条第 5 号を適用する場合においては、同号中「保育所と同一敷地内に限る。ただし、市長が特に必要と認

める場合は、この限りでない。」とあるのは、「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。」と読み替えるものとする。

(保育士の員数の算定に関する経過措置)

1 2 乳児 6 人以上を入所させる保育所に係る第 3 4 条第 2 項の規定による保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

## 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第22条の4の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第22条の5 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に規定する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の 基準を定める条例の一部改正について

奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例の一部を改正する条例  
奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例（平成15年奈良市条例第  
12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市旅館業法施行条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び  
旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第7条の次に次の3条を加える。

(清純な施設環境を保持すべき施設等)

第8条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設並びにこれらと同一の目的を有する施設で国又は地方公共団体が設置するもの
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章（第42条を除く。）に規定する

公民館

- (4) 青年の家、少年自然の家、青少年野外活動センターその他の青少年教育施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
  - (5) 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの
  - (6) 前各号に掲げる施設以外の施設で、市長が指定するもの
- 2 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。
- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
  - (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
  - (3) 前2号以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁
  - (4) 前3号以外の施設 市長  
(衛生措置の基準)

第9条 法第4条第2項の規定による旅館業を営む者が講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 営業の施設及びその周囲は、毎日清掃し、必要に応じて消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 営業の施設におけるねずみ、昆虫等の防除は、6月以内ごとに1回、定期的に行い、その実施記録を2年以上保存すること。
- (3) 給水設備は、定期的に点検し、及び保守し、貯水槽については、1年以内ごとに1回、定期に清掃し、その実施記録を2年以上保存すること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置（以下「給水装置」という。）以外に給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、規則で定めるところにより検査を行い、人の飲用に適する水を供給するとともに当該検査の記録を2年以上保存すること。
- (5) 換気設備及び照明設備は、定期的に点検し、及び保守し、常にこれらの設備のそれぞれ適正な換気能力及び照度を維持すること。
- (6) 客室には、次に掲げる客室の区分に応じ、それぞれに定める人数を超えて宿泊者を

宿泊させないこと。

ア ホテル営業及び旅館営業の客室

(ア) 洋式の構造設備による客室にあっては、床面積4.5平方メートルにつき1人。

ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であって、公衆衛生上支障がないときは、  
床面積3平方メートルにつき1人とすることができます。

(イ) 和式の構造設備による客室にあっては、床面積3.2平方メートルにつき1人。

ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であって、公衆衛生上支障がないときは、  
床面積2.4平方メートルにつき1人とすることができます。

イ 簡易宿所営業の客室にあっては、床面積2.4平方メートルにつき1人。ただし、  
階層式寝台を設ける場合は、床面積3.2平方メートルにつき2人とする。

ウ 下宿営業の客室にあっては、床面積5平方メートルにつき1人

(7) 入浴設備については、次のとおり措置すること。

ア イ以外のもの

(ア) 浴室の給湯栓及び給水栓の湯水は、十分に供給すること。

(イ) 浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合する  
ように水質を管理すること。給水装置により供給される水以外の水を使用した原  
水（原湯（浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）  
の原料に用いる水及び浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以  
下同じ。）、原湯、上がり用水（洗い場に備え付けられた給水栓及びシャワーか  
ら供給される水をいう。以下同じ。）及び上がり用湯（洗い場に備え付けられた  
給湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。以下同じ。）についても、また、  
同様とする。

(ウ) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の温水の温度は、規則で  
定める温度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽  
内の温水を消毒する場合は、この限りでない。

(エ) 貯湯槽の生物膜の状況を定期的に監視し、必要に応じ生物膜を除去するために  
清掃し、及び消毒すること。

(オ) 浴槽水は、原湯又はろ過した湯水を十分に供給することにより清浄に保つこと。

(カ) 毎日（ろ過器を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上）浴槽水を完  
全に換水するとともに、浴槽を清掃すること。

- (キ) ろ過器を使用している浴槽にあっては、次に掲げる措置を講じること。
- a ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄（湯水を逆流させることによりろ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。以下同じ。）を十分に行うこと。この場合において、逆洗浄を行っても当該ろ過器のろ材の汚れを十分に排出することができなくなったときは、当該ろ材を交換すること。
- b ろ過器及びろ過器と浴槽との間の配管は、1週間に1回以上生物膜を除去するため清掃し、及び消毒すること。
- (ク) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒し、当該浴槽水内の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、及び規則で定める基準により管理するとともに、当該測定の結果を測定の日から3年間保存すること。ただし、湯水の性質その他の条件により当該消毒を行うことができない場合又は適切でない場合であって、当該消毒に代わる適切な消毒その他の措置を講じるときは、この限りでない。
- (ケ) ろ過器を使用している浴槽にあっては、(ク)本文の塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入し、又は投入すること。
- (コ) 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。
- (サ) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (シ) 調整箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに送る温水の温度を調整するために設ける箱をいう。）は、定期的に清掃すること。
- (ス) (イ)の基準に適合していることを確認するため、1年に1回以上検査を行い、及び当該検査の結果を検査の日から3年間保存するとともに、(イ)の基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に届け出ること。
- (セ) 回収槽（浴槽の外にあふれ出た浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。以下同じ。）の湯水は、浴用に使用しないこと。ただし、回収槽を頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を塩素系薬剤等により消毒する場合は、この限りでない。
- (ソ) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している場合は、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水は、使用しないこと。
- (タ) ろ過器を使用している浴槽にあっては、打たせ湯及びシャワーに浴槽水を使用しないこと。

- (チ) 屋外の浴槽水は、屋内の浴槽水に混じることのないようにすること。
- イ 客室に設置された入浴設備で、宿泊者が浴槽水を換水することができるもの
- (ア) ア(ア)、(エ)、(キ)及び(コ)から(シ)までに掲げる事項
- (イ) 給水装置により供給される水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用水及び  
上がり用湯は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。
- (ウ) (イ)の基準に適合していることを確認するため、1年に1回以上検査を行い、及  
び当該検査の結果を検査の日から3年間保存するとともに、(イ)の基準に適合して  
いない場合は、直ちにその旨を市長に届け出ること。
- (エ) ア(ウ)及び(セ)から(チ)までに掲げる事項
- (8) 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。
- (9) 便所は、臭気の防除を行い、その手洗い設備には、衛生上支障がないよう石けん等  
を備えておくこと。
- (10) 寝具等については、次のとおり措置すること。
- ア 布団、毛布、枕等は、清潔な敷布、カバー等で覆うこと。
- イ 浴衣、敷布、カバー等直接人に接触するものは、宿泊者ごとに洗濯したものと取  
り替えること。
- ウ 布団、毛布、枕等は、十分な日光消毒、加熱乾燥等を1月以内ごとに1回行うこと。
- (11) 応急手当に必要な医療品及び衛生材料を備えておくこと。
- (12) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第11  
4号）第18条第1項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者又はその疑いのある者を、感染症を公衆にまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させな  
いこと。

（宿泊の拒否の事由）

第10条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔し、若しくはその言動が著しく異常であるとき、又は  
その身体、衣服等が著しく不潔で、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 通常の時間外に宿泊を申し込まれたとき。
- (3) 宿泊料等費用の支払能力がないと認められるとき。
- (4) 宿泊者名簿の記載に応じず、又はその記載事項について虚偽の申告をしたとき。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の7項を加える。

(既存の構造設備等に関する特例)

- 2 旅館業法施行細則（昭和58年10月奈良県規則第20号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる営業施設の構造設備については、同規則の施行の際現に法第3条第1項の規定による営業の許可を受けて旅館業を営業している者又は同規則附則第4項の規定の適用を受けて同条第1項の規定による営業の許可を受けた者が引き続いて当該営業を営んでいる間は、当該営業施設を増築し、又は改築する場合を除き、第2条の規定は、適用しない。
  - 3 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（昭和61年6月奈良県規則第7号。以下「昭和61年改正規則」という。）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる玄関帳場の基準については、第3条第1号（第4条第4号において準用する場合を含む。第5項において同じ。）の規定にかかわらず、昭和61年改正規則による改正前の旅館業法施行細則（昭和58年10月奈良県規則第20号）第6条第1項第1号（同条第2項第3号において準用する場合を含む。）の規定の例による。
  - 4 昭和61年改正規則附則第4項に規定する構造設備については、第2条第2号及び第5条の規定は、適用しない。
  - 5 昭和61年改正規則附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる玄関帳場の基準については、同項に規定する施設を増築し、改築し、又は大規模な模様替えをするときを除き、第3条第1号の規定は、適用しない。
  - 6 昭和61年改正規則附則第6項に規定する構造設備については、同項に規定する施設を増築し、改築し、又は大規模な模様替えをするときを除き、第2条第2号及び第5条の規定は、適用しない。
  - 7 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（平成13年3月奈良県規則第73号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる構造設備の基準については、同項に規定する者が引き続き旅館営業を営んでいる間は、第2条の規定は、適用しない。
- (既存の入浴設備に関する特例)
- 8 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成15年3月奈良県条例第35号）附則第3項に規定する入浴設備については、当該入浴設備の増築又は改築が行われるときを除き、第9条第7号ア(ウ)、(ケ)及び(セ)から(チ)まで並びに同号イ(エ)の規定は、適用しない。

別表第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「（昭和24年法律第207号）」を削り、同号を同項第7号とし、同項第5号中「（昭和26年法律第285号）」を削り、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「（昭和25年法律第118号）」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(参考)

## 奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例（抄）

(趣旨)

**第1条** この条例は、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号の規定に基づき、旅館業の施設の構造設備の基準を定めるものとする。

### 附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

### 別表（第5条関係）

- 1 次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域
  - (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
  - (6) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章（第42条を除く。）に規定する公民館

## 奈良市興行場法施行条例の制定について

奈良市興行場法施行条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市興行場法施行条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、興行場の構造設備等に係る公衆衛生上必要な基準及び入場者の衛生に必要な措置の基準並びに興行場の経営の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (許可の申請)

第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 興行場の名称及び所在地

(3) 興行場の種別

(4) 興行場の構造設備の概要

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、興行場の構造設備を明らかにした図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

#### (設置場所及び構造設備の基準)

第3条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所に係る公衆衛生上必要な基準は、排水が良好な場所であることとする。

2 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 床の高さは、地盤面から0.45メートル以上であること。ただし、床面が不浸透性材料（コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。）で被覆されている場合は、この限りでない。
- (2) 次に掲げる要件を備えた観覧場（興行場のうち入場者が興行を見、又は聞く場所をいう。以下同じ。）が設けられていること。
- ア ロビー、食堂、売店、便所等（舞台等の興行に直接関係する場所を除く。）とは隔壁その他これに類するものにより区画されていること。
- イ 入場者が容易に移動、着席及び出入りができることのほか清掃及び消毒が容易にできる構造設備であること。
- (3) 喫煙所は、入場者が利用しやすい適当な場所に設置し、たばこの煙が観覧場内に流入しない構造とすること。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい場所に表示する場合は、この限りでない。
- (4) 次に掲げる要件を備えた便所が設けられていること。
- ア 出入口は、直接観覧場に開口しない構造であること。
- イ 男子用及び女子用に区分されていること。
- ウ 適当な数の便器が設けられていること。
- エ 清浄な水を供給することができる流水式手洗い設備が設けられていること。
- (5) 食堂、売店又は食品販売設備は、便所その他不潔な場所の付近に設けられていないこと。
- (6) 観覧場及びロビー等（観覧場以外の場所で、入場者の利用に供する場所をいう。以下同じ。）の空気環境について、次のア及びイに掲げる項目の区分に応じ、それぞれア及びイに定める数値以下とすることができる性能を有する換気設備が設けられていること。
- ア 炭酸ガスの含有率 100万分の1, 500
- イ 浮遊粉じんの量 空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム
- (7) 次に掲げる照度機能を有する照明設備が設けられていること。
- ア 観覧場にあっては、床面における全般照度が100ルクス以上であること。
- イ ロビー等にあっては、床面における全般照度が150ルクス以上であること。
- ウ 観覧場にあっては、映写、演技等の時間中であっても床面における照度が0.2ルクス以上であること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。

(衛生措置の基準)

第4条 法第3条第2項の規定による興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 興行場及びその敷地内は、衛生上支障がないよう適宜（興行を行う日には、当該日ごとに）清掃し、かつ、規則で定めるところにより定期的に消毒を行うこと。

(2) ねずみ、昆虫等の駆除は、規則で定めるところにより定期的に行うこと。

(3) 換気設備、照明設備その他の設備は、定期的に点検し、保守すること。

(4) 観覧場及びロビー等の空気環境は、前条第2項第6号ア及びイに定める数値以下に保つこと。

(5) 観覧場及びロビー等の照明は、前条第2項第7号に定める照度を保つこと。

(6) 1回の興行時間が2時間30分以上にわたるときは、おおむね2時間30分を超えない時間ごとに10分間以上の休憩時間を設けること。ただし、衛生上支障がない場合にあっては、この限りでない。

(7) 観覧場及びロビー等の衛生を確保するため、喫煙所以外での喫煙の禁止その他規則で定める入場者に対する注意事項を適当な場所に表示すること。

(8) 応急手当に必要な医療品及び衛生材料を備えておくこと。

(9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者又はその疑いのある者を、感染症を公衆にまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させないこと。

(10) 入場定員を超えて入場させないこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講じること。

(地位の承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定により地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 興行場の名称及び所在地

(3) 興行場の種別

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(変更等の届出)

第6条 営業者は、第2条第1項第1号（法第2条の2第1項の規定による地位の承継があった場合には、前条第1号）及び第2号から第5号までに掲げる事項に変更があったとき又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(基準の緩和等)

第7条 市長は、一時的に施設を仮設し、若しくは既設の施設を使用して臨時に興行を行う興行場又は観覧場が屋外に面している興行場その他特別の理由がある興行場については、第3条及び第4条に定める基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(既存の構造設備等に関する特例)

2 興行場法施行条例の一部を改正する条例（平成13年3月奈良県条例第31号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされている照明設備の基準については、同項に規定する者が引き続き興行場を営んでいる間は、第3条第2項第7号の規定は、適用しない。

## 奈良市公衆浴場法施行条例の制定について

奈良市公衆浴場法施行条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市公衆浴場法施行条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の規定に基づき、公衆浴場の設置場所の配置の基準並びに公衆浴場の構造設備その他衛生及び風紀に必要な措置の基準について定めるものとする。

#### (設置場所の基準)

第2条 公衆浴場の設置場所は、次の条件を備えていなければならない。ただし、人口密度、既設浴場の構造設備その他特別の事由により市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 半径250メートル以内の区域に他の公衆浴場が存しないこと。
- (2) 公衆衛生上著しく危害を及ぼすおそれがあると認められる施設から相当の距離を保つこと。

#### (構造設備の基準)

第3条 他の法令に定めるもののほか、公衆浴場の構造設備は、次の基準によらなければならない。

- (1) 出入口、脱衣場、浴室及び浴槽は、男女を区別し、男女相互に、かつ、屋外から見通すことができないよう障壁を設けること。
- (2) 浴場内に、採光又は照明のための設備を設け十分な照度を保つとともに、事故の場合の予備の照明設備を設けること。
- (3) 浴場内に、衣類、下足その他の携帯品を安全に保管することができる設備を設け、脱衣室に、1個以上のごみ箱を備えること。

(4) 脱衣場の構造設備

- ア 面積は、9.72平方メートル以上とし、天井の高さは、2.1メートル以上とすること。
- イ 窓、換気扇等十分な換気ができる設備を設けること。
- ウ 季節に応じて入浴者の脱衣及び着衣に支障のない程度に保温すること。

(5) 浴室の構造設備

- ア 浴室の面積は、9.27平方メートル以上とし、天井の高さは、2.1メートル以上とすること。
- イ 周壁の下部及び地盤は、石、れんが、コンクリート等の不浸透質材料で築造すること。
- ウ 地盤は、100分の1以上の勾配をつけること。
- エ 100分の2以上の勾配がある汚水口を設け、汚水を完全に屋外溝に排出すること。
- オ 窓、換気扇等十分な換気ができる設備を設けること。
- カ 清浄なすすぎ用の給湯栓及び給水栓を適當数設けること。
- キ 適當数の洗いおけを備え付けること。

(6) 浴槽の構造

- ア 石、れんが、コンクリート等の不浸透質材料であること。
- イ 主浴槽の内法面積<sup>のり</sup>は、2.8平方メートル以上とすること。
- ウ 洗い場での使用水及び浴槽からの流出水が浴槽内に流入しない構造であること。
- エ サウナ室は、れんが、コンクリート等で築造し、その面積は、3.4平方メートル以上、高さは、2メートル以上とすること。

(7) 適当な場所に男女別便所を設け、防臭設備及び流水式手洗い設備を備えること。

(公衆浴場について講ずべき措置の基準)

第4条 公衆浴場の営業者及び従業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) タオル、くし、かみそり等の共用を禁止すること。
- (2) 脱衣場は、毎日清掃し、清潔を保持すること。
- (3) 排水路は、汚水を停滞させないようにし、埋没溝でないものには蓋を設け、臭気の発散及び昆虫の発生を防止すること。
- (4) 浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するよう

に水質を管理すること。水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原水（原湯（浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）の原料に用いる水及び浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。）、原湯、上がり用水（洗い場に備え付けられた給水栓及びシャワーから供給される水をいう。）及び上がり用湯（洗い場に備え付けられた給湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。）についても、また、同様とする。

- (5) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の温水の温度は、規則で定める温度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の温水を消毒する場合は、この限りでない。
- (6) 貯湯槽の生物膜の状況を定期的に監視し、必要に応じ生物膜を除去するために清掃し、及び消毒すること。
- (7) 浴槽水は、原湯又はろ過した湯水を十分に供給することにより清浄に保つこと。
- (8) 毎日（ろ過器を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上）浴槽水を完全に換水するとともに、浴槽を清掃すること。
- (9) ろ過器を使用している浴槽にあっては、次に掲げる措置を講じること。
  - ア ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄（湯水を逆流させることによりろ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。以下同じ。）を十分に行うこと。この場合において、逆洗浄を行っても当該ろ過器のろ材の汚れを十分に排出することができなくなったときは、当該ろ材を交換すること。
  - イ ろ過器及びろ過器と浴槽との間の配管は、1週間に1回以上生物膜を除去するために清掃し、及び消毒すること。
- (10) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒し、当該浴槽水内の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、及び規則で定める基準により管理するとともに、当該測定の結果を測定の日から3年間保存すること。ただし、湯水の性質その他の条件により当該消毒を行うことができない場合又は適切でない場合であって、当該消毒に代わる適切な消毒その他の措置を講じるときは、この限りでない。
- (11) ろ過器を使用している浴槽にあっては、前号本文の塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入し、又は投入すること。
- (12) 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。

- (13) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (14) 調整箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに送る温水の温度を調整するために設ける箱をいう。）は、定期的に清掃すること。
- (15) 第4号の基準に適合していることを確認するため、1年に1回以上検査を行い、及び当該検査の結果を検査の日から3年間保存するとともに、同号の基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に届け出ること。
- (16) 回収槽（浴槽の外にあふれ出た浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。以下同じ。）の湯水は、浴用に使用しないこと。ただし、回収槽を頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を塩素系薬剤等により消毒する場合は、この限りでない。
- (17) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している場合は、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水は、使用しないこと。
- (18) ろ過器を使用している浴槽にあっては、打たせ湯及びシャワーに浴槽水を使用しないこと。
- (19) 屋外の浴槽水は、屋内の浴槽水に混じることのないようにすること。

(営業者の遵守事項)

第5条 法第4条に規定する者のか、付添人のない老幼者及び泥酔者その他入浴させることが適当でないと認められる者を入浴させてはならない。

2 浴槽内を著しく不潔にし、又は風紀を乱すおそれのある行為をする者を発見したときは、直ちにこれを制止し、又はその入浴を拒絶しなければならない。

(補則)

第6条 市長は土地の状況その他特別の事由があると認められるものについては、第3条の基準を斟酌<sup>しんしゃく</sup>することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(既存の施設に関する特例)

- 2 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成15年10月奈良県条例第12号）附則第2項に規定する施設については、当該施設の増築又は改築が行われるまでの間は第4条第5号、第11号及び第16号から第19号までの規定は、適用しない。
- 3 この条例施行の際現に法第2条第1項の規定により許可を受けて公衆浴場を営業している者（この条例の施行の日前に当該許可の申請をした者が、同日以後に許可を受けることとなった場合に有することとなる施設を含む。）に係る公衆浴場の構造設備が、第3条の構造設備の基準に適合しない場合の当該適合しない構造設備については、当該施設の増築又は改築が行われるまでの間は、第3条の規定は、適用しない。

## 奈良市クリーニング業法施行条例の制定について

奈良市クリーニング業法施行条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(クリーニング所において講ずべき必要な措置)

第2条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は、住居に使用する部分及びクリーニング業以外の営業に使用する部分と隔壁その他これに類するものにより区分すること。
- (2) 洗濯物の受取場及び引渡場、洗濯場（選別場、洗い場、乾燥場その他これらに類する場所をいう。）並びに仕上場は、洗濯物の処理及び衛生保持に支障を生じない程度の広さ及び構造であって、それぞれを区分すること。
- (3) クリーニング所は、採光、照明及び換気が十分に行える構造設備とし、採光、照明及び換気を十分に行うこと。
- (4) ねずみ、昆虫等の駆除は、毎年1回以上行うこと。
- (5) 霧吹き作業は、噴霧器を使用して行うこと。
- (6) 有機溶剤を使用して洗濯又は染み抜きの処理を行うクリーニング所にあっては、次に掲げる措置
  - ア 有機溶剤の保管及び取扱いは、適正に行うこと。
  - イ 有機溶剤を使用する洗濯機等は、定期的に点検し、及び適正に管理すること。
  - ウ テトラクロロエチレンを使用するクリーニング所にあっては、その使用による排液及び排気中のテトラクロロエチレンを適切に除去することができる処理装置を設

ける等使用を適正に行うこと。

(7) 法第3条第3項第5号の厚生労働省令で指定する洗濯物（以下「指定洗濯物」という。）を取り扱うクリーニング所にあっては、次に掲げる措置

ア 指定洗濯物は、消毒処理が適正に行われていることを確認すること。

イ 手指の消毒設備を設置し、指定洗濯物のクリーニング作業終了後手指の消毒を実施すること。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 奈良市美容師法施行条例の制定について

奈良市美容師法施行条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市美容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第2条 令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 美容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で美容を行う場合
- (2) 児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して美容を行う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして市長が定める場合

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第3条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 常に清潔な作業衣を着用し、顔面作業を行う場合は、清潔なマスクを使用すること。
- (2) 常に爪を短く保ち、客1人ごとの作業前に手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (3) 作業場（美容を行う場所をいう。以下同じ。）では、着替え及び食事をしないこと。
- (4) 酒気を帯びて、又は喫煙しながら作業をしないこと。
- (5) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。

- (6) 毛ぞりを行う場合に用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (7) 消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つとともに、適時取り替え、常に有効な消毒効果が得られるようすること。
- (8) 洗髪器は、常に清潔に保つこと。
- (9) 洗浄済み又は消毒済みの器具類、布片類その他用具類は、未洗浄又は未消毒のものと明確に区別して、収納容器等に収納し、清潔に保管すること。
- (10) 薬品、化粧品等の使用に当たっては、安全性に十分留意し、適正に使用すること。
- (11) 電気器具を使用するときは、使用前に必ず安全性を確認し、使用中も注意を怠らないこと。
- (12) 感染性の皮膚疾患のおそれのある客を扱ったときは、作業終了後、手指及び使用した器具等の消毒を特に入念に行うこと。

(美容所について講ずべき措置)

第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容所は、常時居住する場所、他の店舗及び外部と隔壁により完全に区分すること。  
ただし、防火その他の理由により隔壁により完全に区分することが適當でないときは、必要最小限の範囲で天井付近の隔壁を設けないことができる。
- (2) 美容所には、作業場のほか、客の待合所を設けること。
- (3) 作業場及び待合所の床面積（床面から天井までの高さが2.1メートル以上の部分の床面積に限る。）は、作業椅子1脚を設置する場合は10平方メートル以上とし、作業椅子1脚を増すごとに1.5平方メートル以上を増すこと。
- (4) 待合所は、作業場と区分し、作業場の床面積に応じ、適當な広さとすること。
- (5) 作業場内に、消毒済みの物品及び未消毒の物品をそれぞれ区別して収納する容器を備えること。
- (6) 皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具類は、作業椅子の数に応じて十分な量を備えること。
- (7) 外傷の応急手当に必要な薬品を備えること。
- (8) 便所、更衣室及び流水式手洗い設備を設置すること。ただし、衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 奈良市理容師法施行条例の制定について

奈良市理容師法施行条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市理容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）及び理容師法施行令（昭和28年政令第232号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第2条 令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 理容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で理容を行う場合
- (2) 児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容を行う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして市長が定める場合

(理容の業を行う場合に講すべき措置)

第3条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 常に清潔な作業衣を着用し、顔面作業を行う場合は、清潔なマスクを使用すること。
- (2) 常に爪を短く保ち、客1人ごとの作業前に手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (3) 作業場（理容を行う場所をいう。以下同じ。）では、着替え及び食事をしないこと。
- (4) 酒気を帯びて、又は喫煙しながら作業をしないこと。
- (5) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。

- (6) 毛ぞりを行う場合に用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (7) 消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つとともに、適時取り替え、常に有効な消毒効果が得られるようすること。
- (8) 洗髪器は、常に清潔に保つこと。
- (9) 洗浄済み又は消毒済みの器具類、布片類その他用具類は、未洗浄又は未消毒のものと明確に区別して、収納容器等に収納し、清潔に保管すること。
- (10) 薬品、化粧品等の使用に当たっては、安全性に十分留意し、適正に使用すること。
- (11) 電気器具を使用するときは、使用前に必ず安全性を確認し、使用中も注意を怠らないこと。
- (12) 感染性の皮膚疾患のおそれのある客を扱ったときは、作業終了後、手指及び使用した器具等の消毒を特に入念に行うこと。

(理容所について講ずべき措置)

第4条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容所は、常時居住する場所、他の店舗及び外部と隔壁により完全に区分すること。  
ただし、防火その他の理由により隔壁により完全に区分することが適當でないときは、必要最小限の範囲で天井付近の隔壁を設けないことができる。
- (2) 理容所には、作業場のほか、客の待合所を設けること。
- (3) 作業場及び待合所の床面積（床面から天井までの高さが2.1メートル以上の部分の床面積に限る。）は、作業椅子1脚を設置する場合は10平方メートル以上とし、作業椅子1脚を増すごとに2.5平方メートル以上を増すこと。
- (4) 待合所は、作業場と区分し、作業場の床面積に応じ、適當な広さとすること。
- (5) 作業場内に、消毒済みの物品及び未消毒の物品をそれぞれ区別して収納する容器を備えること。
- (6) 皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具類は、作業椅子の数に応じて十分な量を備えること。
- (7) 外傷の応急手当に必要な薬品を備えること。
- (8) 便所、更衣室及び流水式手洗い設備を設置すること。ただし、衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 奈良市専用水道の水道技術管理者の 資格基準に関する条例の制定について

奈良市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、専用水道の水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものとする。

#### (水道技術管理者の資格)

第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

者

- (5) 第1号、第3号及び前号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目、第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目、第5号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (11) 水道法施行規則（昭和33年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「

「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第6号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第7号中「第1号の卒業者にあっては1年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあっては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第8号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第9号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第10号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 奈良市食品衛生検査施設に関する 基準を定める条例の制定について

奈良市食品衛生検査施設に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市食品衛生検査施設に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第8条第1項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めるものとする。

#### (設備の基準)

第2条 食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

#### (職員の配置の基準)

第3条 食品衛生検査施設には、検査又は試験のために必要な職員を置くものとする。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 奈良市の診療所における専属の薬剤師の 設置基準を定める条例の制定について

奈良市の診療所における専属の薬剤師の設置基準を定める条例を次のように制定しよう  
とする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市の診療所における専属の薬剤師の設置基準を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第18条の規定に基づき、診  
療所における専属の薬剤師の設置基準について定めるものとする。

（専属薬剤師の設置基準）

第2条 医師が常時3人以上勤務する診療所にあっては、専属の薬剤師を置くこととする。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 奈良市風致地区条例の制定について

奈良市風致地区条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市風致地区条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (許可を要する行為)

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合においても、また、同様とする。

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
  - (2) 建築物等の色彩の変更
  - (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
  - (4) 水面の埋立て又は干拓
  - (5) 木竹の伐採
  - (6) 土石の類の採取
  - (7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 国若しくは地方公共団体又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (4) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転
  - ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
  - イ 祭礼その他これに類する慣例的な行事のため一時的に設ける工作物
  - ウ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
  - エ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台
  - オ アからエまでに掲げる工作物以外の工作物で新築、改築、増築又は移転に係る部分の地盤面からの高さが1.5メートル以下であるもの
- (5) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- (6) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える<sup>のり</sup>法を生じる切土又は盛土を伴わないもの
- (7) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (8) 次に掲げる木竹の伐採
  - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
  - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - エ 仮植した木竹の伐採
  - オ この項又は次条に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第6号の土地の形質の変更と同程度のもの
- (10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
  - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転

(イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転

(ウ) 建築物等の色彩の変更で第5号に該当しないもの

(エ) 高さが1.5メートルを超える法を生じる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更

(オ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採

(カ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(エ)の土地の形質の変更と同程度のもの

(キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5メートルを超えるもの

ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転

(イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾

(エ) 水面の埋立て又は干拓

(オ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

3 国、奈良県若しくは本市の機関又はこれらが設立した団体（以下この項において「国の機関等」という。）が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとする場合においても、また、同様とする。

（適用除外）

第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）による高速自動車国道若しくは自動車専用道

路の新築、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（道路法による高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
- (3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号、第2号イ及び第3号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務並びに同法附則第4条第1項に規定する業務（附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
- (6) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（

水面の埋立て及び干拓を除く。)

- (13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応じるもの用に供する施設の建設（鉄道事業にあっては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (16) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
- (17) 気象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (18) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路（その支持物を含む。以下同じ。）又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (19) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (20) 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (21) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (22) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (23) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこ

れを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

- (24) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為
- (25) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (26) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第5条による歴史的風土保存計画に基づく事業の執行に係る行為
- (27) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第4条による保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為
- (28) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (29) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は奈良県立自然公園条例（昭和41年12月奈良県条例第23号）による公園事業の執行に係る行為
- (30) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為

(風致地区の種別)

第4条 風致地区の種別は、第一種風致地区、第二種風致地区、第三種風致地区、第四種風致地区及び第五種風致地区とし、その区域は、奈良市景観審議会の意見を聴いて、別に市長が定める。

2 市長は、前項の区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、風致地区の種別の変更について準用する。

(許可の基準)

第5条 市長は、次に定める基準に適合する行為については、第2条第1項の許可をするものとする。

- (1) 建築物等の新築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。）

(ア) 当該建築物の高さが、別表（ア）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の（イ）欄に掲げる限度以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意

匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

- (イ) 当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の（う）欄に掲げる限度以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
- (ウ) 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表の（え）欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表の（お）欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
- (エ) 当該建築物の敷地面積に対する植栽面積（規則で定めるところにより算定した植栽の面積をいう。）の割合が、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の（か）欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
- (オ) 当該建築物の位置、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- イ 工作物（仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。）  
当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- ウ 仮設の建築物等  
(ア) 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。  
(イ) 当該建築物等の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- エ 地下に設ける建築物等  
当該建築物等の位置及び規模が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないと認められる場合においては、この限りでない。
- (2) 建築物等の改築については、次に掲げる要件に該当すること。
- ア 建築物

(ア) 改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さを超えないこと。

(イ) 改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 工作物

改築後的工作物の位置、規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 建築物等の増築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。）

(ア) 当該増築部分の建築物の地盤面からの高さが、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の（い）欄に掲げる限度以下であること。ただし、当該増築後の建築物の位置、規模、形態及び意匠が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 増築後の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の（う）欄に掲げる限度以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ) 当該増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表の（え）欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表の（お）欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(エ) 増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 工作物（仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。）

増築後的工作物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ウ 仮設の建築物等

(ア) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 増築後の建築物等の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びそ

の周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

エ 地下に設ける建築物等

増築後の当該建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (4) 建築物等の移転については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物

(ア) 移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表の（え）欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表の（お）欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 移転後の建築物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 工作物

移転後の工作物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

- (5) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

- (6) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないと認められること。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積（規則で定めるところにより算定した土地の面積をいう。以下この号において同じ。）の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の（か）欄に掲げる限度（森林の区域（市街化区域を除く。）における木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の土地の開墾その他の土地の形質の変更に係る土地の面積に対する割合については、同表の（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の（き）欄に掲げる限度）以上であること。ただし、当該宅地の造成等が行われる土地及びその周辺の土地の区域の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を

及ぼすおそれが少ないと。

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(ア) 高さが、別表(あ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の(く)欄に掲げる  
限度(地形の状況によりこれによりがたいと認められるときは、市長が別に定め  
る限度)を超えて法<sup>のり</sup>を生じる切土又は盛土

(イ) 都市の風致の維持上特に枢要な森林として、あらかじめ、市長が指定したもの  
の伐採

エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものに  
あっては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生じ  
る法<sup>のり</sup>が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならない  
ものであること。

(7) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺  
の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼ  
すおそれが少ないと。

(8) 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われ  
る土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないと。

ア 第2条第1項第1号及び第3号に掲げる行為をするために必要な最少限度の木竹  
の伐採

イ 森林の抾伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(第6号ウ(イ)の森林に係るも  
のを除く。)で伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 森林の区域外における木竹の伐採

(9) 土石の類の採取については、採取の方法が、露天掘り(必要な埋めもどし又は植栽  
をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)でなく、か  
つ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすお  
それが少ないと。

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びそ  
の周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないと。

2 第2条第1項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(地位の承継)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、相続人その他の一般承継人はその旨を届け出なければならない。

2 第2条第1項の許可を受けた者から当該許可を受けた行為を行う権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

(監督処分)

第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命じることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第5条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により第2条第1項の許可を受けた者

(報告又は資料の提出)

第8条 市長は、前条の規定による権限を行うために必要な限度において、第2条第1項各号に掲げられた行為を行つた者若しくは行つている者又は当該行為の請負人に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることがある。

(立入検査)

第9条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、第7条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある

物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第7条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第12条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項の規定に違反した者
- (2) 第5条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第13条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (2) 第9条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に奈良県風致地区条例（昭和45年3月奈良県条例第43号）の規定によりなされた許可、処分その他の行為は、施行日以後においては、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 市長は、施行日に風致地区の種別ごとの区域（以下この項において「区域」という。）を定めようとする場合において、その区域が施行日の前日において奈良県風致地区条例第4条第1項の規定に基づき定められていた区域と同一であるときは、第4条第1項の規定にかかわらず、奈良市景観審議会の議を経ることなく区域を定めることができる。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
種別	高さ	建ぺい率	道路から の距離	隣接地か らの距離	緑地率	森林区域 の緑地率	切土又は 盛土の高 さ
第一種風 致地区	8メート ル	10分の 2	3メート ル	1.5メ ートル	10分の 4	10分の 6	2メート ル
第二種風 致地区	10メー トル	10分の 3	2メート ル	1メート ル	10分の 3	10分の 5	3メート ル
第三種風 致地区	10メー トル	10分の 4	2メート ル	1メート ル	10分の 2	10分の 4	4メート ル
第四種風 致地区	12メー トル	10分の 4	2メート ル	1メート ル	10分の 2	10分の 4	4メート ル
第五種風 致地区	15メー トル	10分の 4	2メート ル	1メート ル	10分の 2	10分の 4	4メート ル

## 奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例の制定について

奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第7条第2項、第21条第2項及び第28条第2項の規定に基づき、公共下水道の構造、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び維持管理の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第2条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第5条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第3条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第5条において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができます。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の

腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第4条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠<sup>きょ</sup>の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべき又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第5条 第3条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第7条第6号において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

(適用除外)

第6条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理)

第7条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところによ

り行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講じること。

(都市下水路の構造の技術上の基準)

第8条 第3条、第4条及び第6条の規定は、法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の技術上の基準)

第9条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、1年に1回以上のしゅんせつを行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 奈良市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を 定める条例の制定について

奈良市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 堤防（第3条—第15条）
- 第3章 床止め（第16条—第19条）
- 第4章 壁（せき）（第20条—第27条）
- 第5章 水門及び樋門（第28条—第35条）
- 第6章 橋（第36条—第41条）
- 第7章 伏せ越し（第42条—第46条）
- 第8章 雜則（第47条—第49条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （趣旨）

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準について必要な事項を定める。

###### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）において使用する用語の例による。

## 第2章 堤防

### (適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

### (構造の原則)

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとする。

### (材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

### (高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

2 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

### (天端幅)

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

### (盛土による堤防の法勾配等)

第8条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

### (護岸)

第9条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面に

護岸を設けるものとする。

(水制)

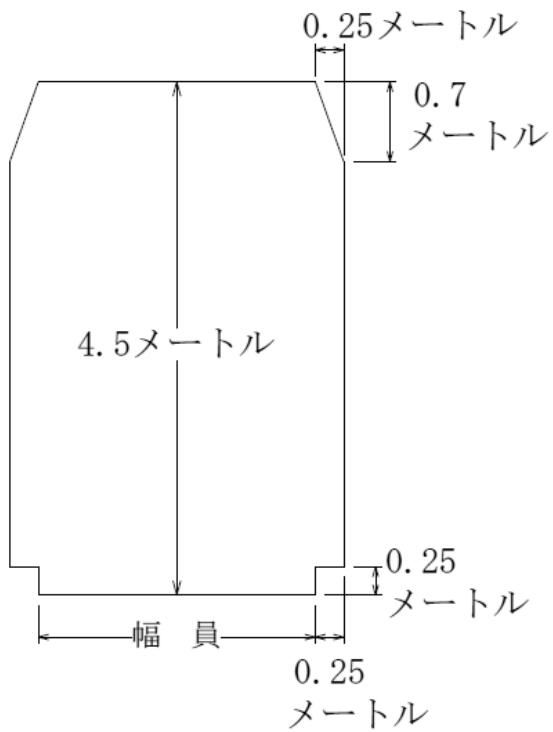
第10条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

(管理用通路)

第11条 堤防には、次に定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

(1) 幅員は、3メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること。

(2) 建築限界は、次の図に示すところによること。



(波浪の影響を著しく受ける堤防に講すべき措置)

第12条 2以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 表法面に護岸又は護岸及び波返工を設けること。

(2) 前方に消波工を設けること。

2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 天端及び裏法面をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。
- (2) 裏法尻に沿って排水路を設けること。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第13条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生じることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条第1項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあっては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さとが一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第7条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外等)

第14条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条及び第13条第2項の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第7条及び第13条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第15条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（第13条及び前条を除く。）の規定を準用する。

### 第3章 床止め

#### (構造の原則)

第16条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

#### (護床工)

第17条 床止めを設ける場合において、これを接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工を設けるものとする。

#### (護岸)

第18条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、次に定めるところにより、護岸を設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水<sup>たた</sup>きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。
- (3) 河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあっては、河岸又は堤防の高さとすること。
- (4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

#### (魚道)

第19条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするために必要があるときは、次に定めるところにより、魚道を設けるものとする。

- (1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとすること。
- (2) 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切

に考慮したものとすること。

#### 第4章 堤

##### (構造の原則)

第20条 堤は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堤は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堤に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

##### (流下断面との関係)

第21条 可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。）以外の部分及び固定堰は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講じるときは、この限りでない。

##### (可動堰の可動部のゲートの構造)

第22条 可動堰の可動部のゲート（バルブを含む。以下この章において同じ。）は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

2 可動堰の可動部のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

##### (可動堰の可動部のゲートの高さ)

第23条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上で、当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

2 可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

(可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例)

第24条 背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができます。

- (1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さ

- (2) 計画高水位

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

(管理施設)

第25条 可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第26条 第17条から第19条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

(洪水を分流させる堰に関する特例)

第27条 第21条及び第23条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第5章 水門及び樋門

(構造の原則)

第28条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第29条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第30条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門)

第31条 第21条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第21条中「可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。）以外の部分及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と読み替えるものとする。

2 河川を横断して設ける樋門で2門以上のゲートを有するものの内法幅は、5メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の2倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第32条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第33条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとする。

2 第23条第1項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第24条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

(管理施設等)

第34条 第25条の規定は、水門及び樋門について準用する。

- 2 水門は、次に定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。
- (1) 管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。
- (2) 管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が3メートル未満の場合は、この限りでない。

(護床工等)

第35条 第17条及び第18条の規定は、水門及び樋門を設ける場合について準用する。

## 第6章 橋

(河川区域内に設ける橋台の構造の原則)

第36条 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第37条 堤防に設ける橋台は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

- 2 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講じるときは、この限りでない。

- 3 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(桁下高等)

第38条 第23条第1項及び第24条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

- 2 橋面（路面及び地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分をいう。）の高さは、背水区間において、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

第39条 第17条及び第18条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第40条 橋（取付部を含む。）は、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋（取付部を含む。）の構造は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適當な通路がある場合は、この限りでない。

(適用除外)

第41条 第37条第1項及び第2項並びに第38条の規定は、遊水地その他これに類するものの区域（橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして、低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたものについては、適用しない。

2 この章（第38条及び前条を除く。）の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門に附属して設けられる橋については、適用しない。

## 第7章 伏せ越し

(適用の範囲)

第42条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第43条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第44条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあっては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ

等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第29条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第45条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適當な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確實に行うことができる構造とするものとする。

3 第25条の規定は、伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第46条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

## 第8章 雜則

(適用除外)

第47条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

- (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によつて設けられる河川管理施設等
- (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
- (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
- (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から第7章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第48条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあっては、法第26

条の許可。以下この条において同じ。) があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるもの除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

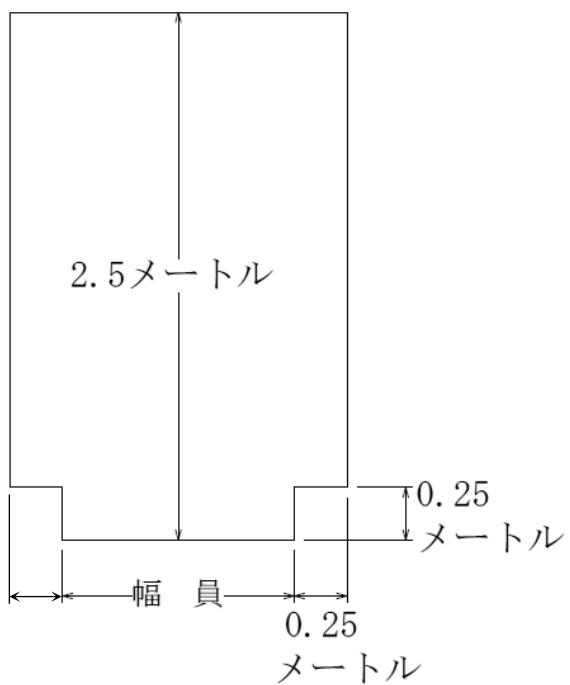
(小河川の特例)

第49条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次に定めるところによることができる。

- (1) 堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。

計画高水流量 (単位 1秒間につき立方メートル)	天端幅 (単位 メートル)
50未満	2
50以上100未満	2.5

- (2) 堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすること。
- (3) 堤防に設ける管理用通路は、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は2.5メートル以上とし、建築限界は、次の図に示すところによること。



(4) 伏せ越しについては、第46条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」と読み替えて同条の規定を適用すること。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 奈良市営住宅条例の一部改正について

奈良市営住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この項、第4項、第22条第1項、第38条第1項」を「規則で定める親族に限る。以下この条」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度の精神障害者であること。

(イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者であること。

(ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者であること。

(エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。

(オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

第6条第1項第2号イ中「令第6条第5項第2号で定める金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号で定める金額」を「158,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅、改良住宅（奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）第2条に規定する改良住宅をいう。）及びコミュニティ住宅（奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）第3条に規定するコミュニティ住宅をいう。）（以下「市営住宅等」という。）に過去に入居又は同居していた場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

- ア 当該市営住宅等に係る家賃等の滞納がないこと。
- イ 第38条第1項各号（第2号及び第9号を除く。）に該当したことがないこと。

(7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅等を不法に占有したことがないこと。

第6条第2項中「母子家庭向き」を「母子世帯向け」に、「第5号」を「第7号」に改め、同条第3項中「高齢者向き」を「高齢者向け」に改め、同項第3号中「第5号」を「第7号」に改め、同条第4項中「心身障害者向き」を「心身障害者向け」に改め、同項第2号中「入居者又は」を「その者又は現に」に改め、同項第3号中「第5号」を「第7号」に改め、同条第5項第1号工中「障害者（令第6条第1項第2号から第4号までに掲げる者又は同条第4項第1号に規定する程度の障害がある）を「障害者等（第1項第1号イ、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する）に、「世帯、障害者」を「世帯、障害者等」に、「又は障害者」を「又は障害者等」に改め、同項第2号中「第5号」を「第7号」に改め、同条第6項中「多子世帯向き」を「多子世帯向け」に改め、同項第2号中「第5号」を「第7号」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前各項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者資格について制限を加えることができる。

第7条第1項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第3項中「除く。」の次に「及び同条第7項」を加える。

第9条第1項中「抽せん」を「抽選」に改める。

第10条に見出しとして「（入居者資格の審査）」を付し、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により審査をする場合において必要があると認めるときは、市長が指定する職員に、当該入居の申込みをした者に面接させ、必要な事項について調査させることができる。

第22条第1項中「親族」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第38条第1項において同じ。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。ただし、第2号又は第3号に掲げる場合において、入居者が病気にかかつてることその他特別の事情により当該入居者が入居した際に同居した親族以外の者を同居させが必要であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 入居者が同居させようとする者が暴力団員であるとき。
- (2) 当該承認による同居の後における当該入居者の収入が第6条第1項第2号に掲げる金額を超えるとき。
- (3) その他規則で定めるとき。

第23条第3項を次のように改める。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。ただし、第2号又は第3号に掲げる場合において、入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が病気にかかつてることその他特別の事情により当該同居していた者を引き続き当該市営住宅に入居させが必要であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるとき。
- (2) 当該承認を受けようとする者の当該承認の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超えるとき。
- (3) その他規則で定めるとき。

第30条第3項中「及び第6項」を削る。

第33条第1項中「若しくは金銭」を削る。

第34条に次の1項を加える。

4 第17条第5項の規定は、前項の金銭について準用する。

第38条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第17条第5項の規定は、前2項の金銭について準用する。

第47条中「第25条まで」を「第21条まで、第22条（第2項第2号及び第3号を除く。）、第23条（第3項第2号及び第3号を除く。）、第24条、第25条」に改め、

「若しくは金銭」を削る。

別表の1の表第16号市営住宅の項を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日前に市営住宅の入居者が50歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが平成18年4月1日前に50歳以上又は18歳未満の者である場合における奈良市営住宅条例第6条第1項第2号に規定する収入の基準については、この条例による改正後の奈良市営住宅条例第6条第1項第2号ア(エ)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(参考)

## 奈良市営住宅条例（抄）

(入居者資格等)

**第6条** 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならぬ。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この項、第4項、第22条第1項、第38条第1項及び第38条の2第1項において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあっては、この限りでない。
- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア その者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合 同条第5項第1号で定める金額

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号で定める金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号で定める金額

2 母子家庭向きとして整備した市営住宅に入居することができる者は、前項の規定にかかるわらず、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に同条第2項に規定する児童を扶養しているもので、かつ、前項第2号から第5号までの条件を具備する者でなければならない。

3 高齢者向きとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にか

かわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(3) 第1項第2号から第5号までの条件

4 心身障害者向きとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかるわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(2) 入居者又は同居し、若しくは同居しようとする親族が次のいずれかに該当する者であること。

(3) 第1項第2号から第5号までの条件

5 シルバーハウジング（高齢者が居住し、かつ、当該居住している高齢者に対して生活援助員によるサービスを提供する住宅をいう。）として整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかるわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 次のいずれかの世帯に属する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）であること。

エ 市長が住宅需要を鑑み特に必要と認めるときは、障害者（令第6条第1項第2号から第4号までに掲げる者又は同条第4項第1号に規定する程度の障害がある者をいう。以下同じ。）の単身世帯、障害者のみの世帯、障害者とその配偶者のみの世帯又は障害者と60歳以上の者若しくは高齢者夫婦のみの世帯

(2) 第1項第2号から第5号までの条件

6 多子世帯向きとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかるわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(2) 第1項第2号から第5号までの条件

（入居者資格の特例）

**第7条** 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項（第5号を除く。）から第6項までに定める条件を具備する者とみなす。

3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村

の区域内において同条の災害により滅失した住宅に居住していた者及び当該区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第15条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となつた者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げる条件を具備する者を同項各号（第5号を除く。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

（入居者の選考）

**第9条** 前条の申込みをした者の数が入居させるべき戸数を超える場合における入居させるべき者（以下「入居予定者」という。）の選考は、市長が定める公開抽せんの方法によつて行うものとする。

**第10条**

- 2 市長は、入居予定者が入居を辞退したとき又は前項の規定による審査の結果入居者資格を有しない者であることを知ったときは、当該市営住宅に係る前条第2項の補欠入居予定者のうちから補欠順位に従い入居予定者を選考する。
- 3 前2項の規定は、補欠入居予定者のうちから入居予定者として選考された者について準用する。

（同居等の承認）

**第22条** 入居者は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

**第23条**（入居の承継）

- 3 市長は、第1項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

**第30条**（高額所得者に対する家賃等）

- 3 第17条（第3項及び第4項を除く。）の規定は第1項の家賃について、同条第5項及び第6項の規定は前項の金銭について、それぞれ準用する。

（収入状況の報告の請求等）

**第33条** 市長は、第12条第5項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項、第28条第1項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条第6項（第28条第2項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置に關し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

（その他の明渡し請求）

**第38条** 市長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、当該入居者に対し当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

（3）市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

（準用）

**第47条** 第44条の規定による市営住宅の使用については、第4条、第5条、第8条から第16条まで、第17条（第3項及び第4項を除く。）、第19条から第25条まで及び第33条から第38条の4までの規定を準用する。この場合において、第17条第1項ただし書中「第29条第1項、第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、第33条中「第12条第5項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項、第28条第1項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条第6項（第28条第2項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第46条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

**別表**（第3条関係）

1 市営住宅

名 称	位 置
第16号市営住宅	奈良市西木辻町

## 奈良市改良住宅条例の一部改正について

奈良市改良住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例

奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第25条まで」を「第21条まで、第22条（第2項第2号を除く。）、第23条（第3項第2号を除く。）、第24条、第25条」に改め、同項ただし書中「第22条第2項」を「第22条第2項第1号」に、「第23条第3項」を「第23条第3項第1号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はイ」と、「ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円」とあるのは「ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 139,000円」と、

「イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対する処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第15号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円」

「イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項」とあるのは「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。

第5条第4項中「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正後の令第6条第4項で定める」を「市営住宅条例第6条第1項第2号アに掲げる」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(参考)

## 奈良市改良住宅条例（抄）

(準用等)

**第5条** 改良住宅等及び地区施設の管理については、前各条及び第4項に定めるもののほか、改良住宅等を奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅と、地区施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第16条まで、第17条（第3項及び第4項を除く。）、第19条から第25条まで、第33条、第38条、第38条の2、第38条の5、第48条、第49条及び第51条の規定を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第12条まで、第22条第2項、第23条第3項、第38条第1項（同項第8号に係る部分に限る。）及び第38条の2の規定は、法第18条、「小集落地区等改良事業制度要綱」第13、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」第9又は前条の規定により改良住宅等に入居若しくは使用させるべき者が入居若しくは使用せず、又は居住若しくは使用しなくなつた場合に限る。

2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はイ」と、

「ア その者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める

場合 同条第5項第1号で定める金額

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に

対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150

号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第

1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失

した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるもの

である場合 令第6条第5項第2号で定める金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号で定め

る金額

とあるのは

」

「ア その者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める  
場合 139,000円 と、市営住  
イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円 」

宅条例第48条第1項中「法第33条第1項」とあるのは「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。

4 改良住宅等の収入超過者に対する措置については、奈良市営住宅条例の一部を改正する条例（平成9年奈良市条例第38号）による改正前の市営住宅条例（以下「旧市営住宅条例」という。）第2条第2号の第2種市営住宅に係る旧市営住宅条例第22条及び第23条の規定による収入超過者に対する措置の例による。この場合において、旧市営住宅条例第22条第2項中「115,000円」とあるのは「入居者が身体障害者である場合その他の公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正後の令第6条第4項で定める場合にあつては139,000円を、それ以外の場合にあつては114,000円」と、旧市営住宅条例第23条第2項の表第2種市営住宅の項中「115,000円」とあるのは「入居者が身体障害者である場合その他の公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正後の令第6条第4項で定める場合にあつては139,000円を、それ以外の場合にあつては114,000円」と、「198,000円」とあるのは「158,000円」と、「245,000円」とあるのは「191,000円」とする。

## 奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正について

奈良市コミュニティ住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第25条まで」を「第21条まで、第22条（第2項第2号を除く。）、第23条（第3項第2号を除く。）、第24条、第25条」に改め、同項ただし書中「第22条第2項」を「第22条第2項第1号」に、「第23条第3項」を「第23条第3項第1号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はイ」と、「ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円」とあるのは「ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 139,000円」と、

「イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 」

「イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅」とあるのは「コミュニティ住宅」

と読み替えるものとする。

第6条第4項中「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正後の令第6条第4項で定める」を「市営住宅条例第6条第1項第2号アに掲げる」に改める。

第7条第1号中「（市営住宅条例第6条第1項第1号に規定する親族を含む。）」を「又は同居者」に改める。

第13条第2項中「（市営住宅条例第6条第1項第1号に規定する親族を含む。）の収入」を「の収入（入居者及び同居者の収入の合計額をいう。）」に改める。

第15条、第17条第3号、第18条第2号及び第19条第4号中「き損し」を「毀損し」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(参考)

## 奈良市コミュニティ住宅条例（抄）

(準用等)

**第6条** コミュニティ住宅及び共同施設の管理については、前各条及び第4項に定めるもののほか、コミュニティ住宅を奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅と、共同施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第16条まで、第17条（第3項及び第4項を除く。）、第19条から第25条まで、第33条、第38条、第38条の2、第38条の5、第48条、第49条及び第51条の規定を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第7条まで、第9条、第10条、第22条第2項、第23条第3項、第38条第1項（同項第8号に係る部分に限る。）及び第38条の2の規定は、第4条の規定によりコミュニティ住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。

2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はイ」と、

「ア その者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める

場合 同条第5項第1号で定める金額

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に  
対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150  
号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第  
1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失  
した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるもの  
である場合 令第6条第5項第2号で定める金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号で定め  
る金額

「ア その者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める

場合 139,000円

と、市営住

イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円

」

宅条例第48条第1項中「法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅」とあるのは「コミュニティ住宅」と読み替えるものとする。

4 コミュニティ住宅の収入超過者に対する措置については、奈良市営住宅条例の一部を改正する条例（平成9年奈良市条例第38号）による改正前の市営住宅条例（以下「旧市営住宅条例」という。）第2条第2号の第2種市営住宅に係る旧市営住宅条例第22条及び第23条の規定による収入超過者に対する措置の例による。この場合において、旧市営住宅条例第22条第2項中「115,000円」とあるのは「入居者が身体障害者である場合その他の公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正後の令第6条第4項で定める場合にあつては139,000円を、それ以外の場合にあつては114,000円」と、旧市営住宅条例第23条第2項の表第2種市営住宅の項中「115,000円」とあるのは「入居者が身体障害者である場合その他の公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正後の令第6条第4項で定める場合にあつては139,000円を、それ以外の場合にあつては114,000円」と、「198,000円」とあるのは「158,000円」と、「245,000円」とあるのは「191,000円」とする。

（コミュニティ住宅附設駐車場の使用資格）

**第7条** コミュニティ住宅附設駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

（1）当該駐車場の属するコミュニティ住宅の入居者（市営住宅条例第6条第1項第1号に規定する親族を含む。）であること。

**第13条**（駐車場使用料）

2 市長は、駐車場の使用者（市営住宅条例第6条第1項第1号に規定する親族を含む。）の収入が著しく低額であるときその他の特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

（駐車場使用者の損害賠償責任）

**第15条** 駐車場の使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場の構造又は設備をき損し、又は滅失したときは、市長が定めるところに従って、その損害を賠償しなければならない。

(駐車の拒否)

**第17条** 市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

(3) 駐車場の構造又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められる自動車  
(駐車場における禁止行為)

**第18条** 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(2) 駐車場の構造又は設備をき損し、又は滅失すること。  
(駐車場使用決定の取消し等)

**第19条** 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるとき、又は使用者が次の各号の一に該当するときは、駐車場の使用決定を取り消し、又は駐車場の返還を命ずることができる。

(4) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。

## 奈良市営住宅等整備基準条例の制定について

奈良市営住宅等整備基準条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市営住宅等整備基準条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 敷地の基準（第6条・第7条）

第3章 市営住宅等の基準

　第1節 市営住宅の基準（第8条—第13条）

　第2節 共同施設の基準（第14条—第17条）

第4章 雜則（第18条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の整備に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）

第1条に規定する施設をいう。

(健全な地域社会の形成)

第3条 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第4条 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第5条 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

## 第2章 敷地の基準

(位置の選定)

第6条 市営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第7条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

## 第3章 市営住宅等の基準

### 第1節 市営住宅の基準

(住棟等の基準)

第8条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第9条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

ない。

- 2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

（住戸の基準）

- 第10条 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。
- 2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備（長屋住宅のアンテナ及びブースター等を除く。）及び電話配管が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
  - 3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

（住戸内の各部）

- 第11条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

（共用部分）

- 第12条 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第13条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないよう考慮されたものでなければならない。

第2節 共同施設の基準

(児童遊園)

第14条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第15条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第16条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第17条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第4章 雜則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、市営住宅等の整備に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 奈良市都市公園条例の一部改正について

奈良市都市公園条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市都市公園条例の一部を改正する条例

奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の章名を付する。

#### 第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準

第2条を次のように改める。

（市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第2条 本市の区域内の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

2 本市の市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

第1章の2中第2条の次に次の2条を加える。

（都市公園の配置及び規模の技術的基準）

第2条の2 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるよう配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。

- 2 都市公園に都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 3 都市公園に前項の休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要

有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物

(2) 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

4 都市公園に屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

5 都市公園に仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3項に規定する建築物を除く。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(参考)

## 奈良市都市公園条例（抄）

### 第2条 削除

## 奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、市が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法第2条に定めるところによる。

#### (園路及び広場)

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができます。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面であ

る場合は、この限りでない。

- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもののもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができます。
  - イ 縦段勾配は、8パーセント以下とすること。
  - ウ 横断勾配は、設けないこと。
  - エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場が設けられていること。
  - カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

#### (屋根付広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができます。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができます。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合すること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、第4条第1号の基準に適合するものであること。
  - (2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。
    - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
    - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
    - エ 縦段勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
    - オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
    - カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
    - キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
  - (3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
  - (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。
- 2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。
  - (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
  - (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を

防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられること。
- (3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第9条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するもので

なければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第10条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第8条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第13条 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第14条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに 水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を次のように制定しようとする。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めることを目的とする。

#### (布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

#### (布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業者にあっては1年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあっては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以

上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
  - (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- 2 簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。